

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画桃園一丁目第1地区地区計画を次のように変更する。

名称	桃園一丁目第1地区地区計画	
位置	北九州市八幡東区桃園一丁目地内	
面積	約1.9ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、副都心黒崎地区の東約2km、JR八幡駅から南西に約1kmの生活利便性の高い市街地に位置し、かつては、東洋一と言われた新日鉄の社宅跡地である。</p> <p>当地区を含む周辺街区では、社宅の老朽化に伴い、利便性の高い市街地における住宅供給を進めるために、街区全体の再開発が計画されており、今後順次開発が行われる予定である。今回その1期分として、優良な低層戸建住宅地が開発されることから、適正な規制及び誘導を行い、良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	緑豊かなゆとりとるおいのある低層戸建住宅地としての土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地として、良好な住環境の形成を図るため、建築物の用途、敷地規模、壁面の位置等必要な制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅(住戸の数が3以上の長屋を除く。次号において同じ。) 住宅で次の用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、居住の用に供しない部分の面積が50㎡以内のもの <ol style="list-style-type: none"> 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車)で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 理髪店、美容院、クリーニング取次店、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 集会所又は公民館 診療所 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の容積率の最高限度	10分の12
	建築物の敷地面積の最低限度	180㎡。ただし、集会所若しくは公民館又は巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地については、この限りでない。
	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から歩行者専用道路までの距離は1.0m以上とする。

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	<p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路境界線までの距離は、1.5m以上(電柱が設置されている側の電柱に面する道路境界線までの距離は1.0m以上)とする。</p> <p>3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からその他の道路境界線までの距離は1.0m以上とする。</p> <p>4 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。</p> <p>5 前各号の規定の適用については、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、これらの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの</p> <p>(3) 自動車車庫</p>
		建築物等の高さの最高限度	10m。ただし、軒の高さは、7m以下とする。
		工作物の設置の制限	計画図に示す道路境界線(電柱が設置されている側の電柱に面する道路境界線を除く。)から50cmまでの区域には工作物(花壇等の設置のために設けられる道路面からの高さが10cm以下の軽微な縁石等を除く。)又は生垣若しくは植栽(草花の類を除く。)を設けてはならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。
		垣又はさくの構造の制限	<p>1 市道中央桃園1号線に面する側に設ける場合は、生垣又は高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等を設けたものとする。</p> <p>2 その他の道路に面する側に設ける場合は、生垣又は植栽とする。</p> <p>3 隣地に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣又は植栽</p> <p>(2) 高さ60cm以下の基礎の上に高さ1.2m以下の透視可能なネットフェンス等を設けたもの</p>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

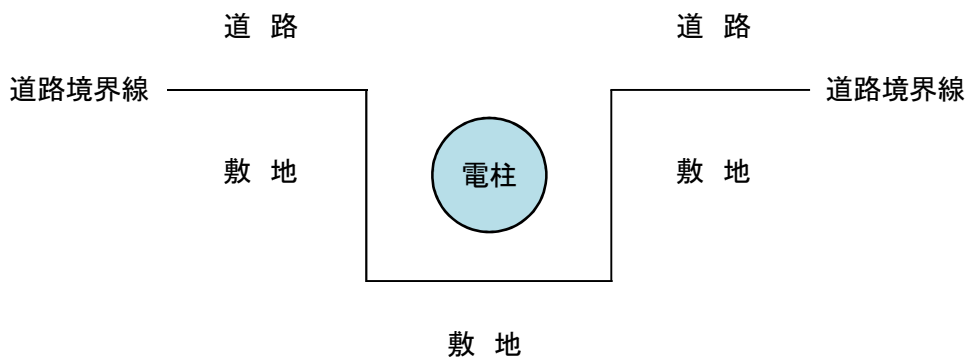
理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成15年12月25日告示 第518号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

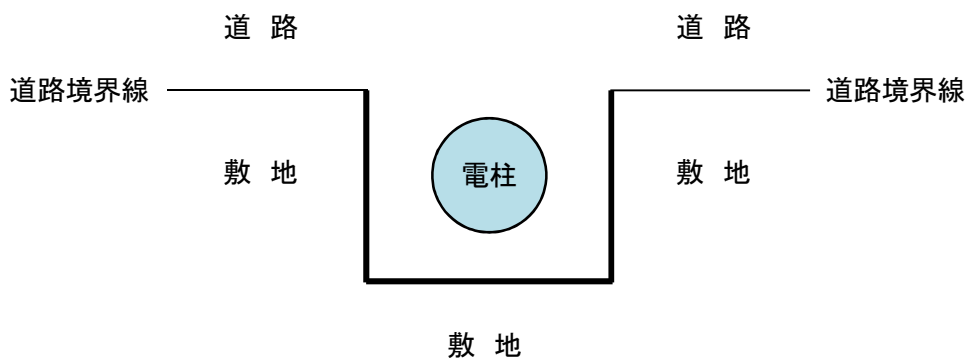
【 参 考 図 】

<参考平面図>

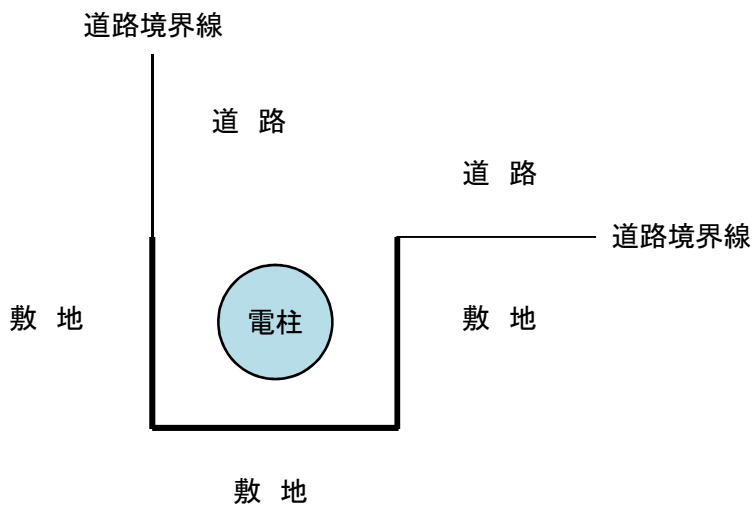


<電柱に面する道路境界線：太線部>

ケース1

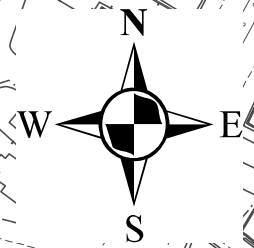


ケース2



北九州広域都市計画 桃園一丁目第1地区地区計画の変更(北九州市決定)



S = 1/2,500



計画図



凡例

-  地区計画区域
-  外壁後退 1.5m
工作物の制限 0.5m